

事務連絡
令和元年5月16日

各関係団体 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に係る周知用リーフレットの送付について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（平成31年4月24日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長・厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）により、制度の周知を依頼しているところです。

今般、周知用のリーフレットを修正致しましたので、今後は別添を御活用いただきますようお願いいたします。なお、本リーフレットはホームページにも掲載しております。

（主な修正点）

- 請求に当たって添付書類としている医師の診断書について、提出の趣旨や省略可能な場合等を明記。
- リーフレット裏面の窓口一覧について、当初電話番号のみ記載していたものに、FAX番号・メールアドレスを明記。

別添：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット（修正版）

参考：旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
工藤、池田、釧持
電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）

(別記)

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 会長 殿
一般社団法人 全国介護付きホーム協会 会長 殿
一般社団法人 高齢者住宅協会 会長 殿
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会 会長 殿
一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会 会長 殿
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会 会長 殿
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長 殿
全国グループホーム団体連合会 会長 殿
公益社団法人 全国老人保健施設協会 会長 殿
一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長 殿
一般社団法人 シルバーサービス振興会 会長 殿
一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長 殿
公益社団法人 日本看護協会 会長 殿
公益財団法人 日本訪問看護財団 会長 殿
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 殿
一般社団法人 全国デイ・ケア協会 会長 殿
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会 会長 殿
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会 会長 殿
一般社団法人 日本言語聴覚士協会 会長 殿
一般社団法人 日本作業療法士協会 会長 殿
公益社団法人 日本理学療法士協会 会長 殿